

令和5年度に実施した書面及び実地監査における主な指摘事項（確定給付企業年金）

東北厚生局

項目	指摘事項
規約に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 規約で引用している労働協約（就業規則等）が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
基金組織の運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 理事長に事故があったとき等に職務を代理する理事の指定について、あらかじめ規程や理事会の議事録等において明確にすること。 運用執行理事の指名について、理事会の同意を得た旨を議事録等に残すこと。 代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主を含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。 監事は、代議員会において選挙すること。
加入者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 加入者原簿に、基礎年金番号を記載するよう改善検討すること。 規約型企業年金を共同して実施している場合には、主たる事業所に全実施事業所の加入者原簿を備え付けて置くこと。
個人情報保護・特定個人情報の取扱いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を踏まえた基本方針及び取扱規程等を速やかに策定すること 企業年金等に関する個人情報の取扱いについて、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、必要な教育及び研修の実施に努めること。 企業年金等に関する個人情報を取扱う機器及び電子媒体については、情報の暗号化やパスワードを設定する等、容易に個人情報が漏れないよう適切な措置を講ずること。
財務及び会計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 出納員を任命した場合には、任命簿等を作成し記録を残すこと。
業務概況の周知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 業務概況については加入者に対し、毎事業年度1回以上規約に規定される事項を漏れなく周知すること。 業務概況については、加入者に対して周知が確実に行われる方法により行うこと。
給付に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 裁判請求書には、規約に規定する生年月日を証する書類を添付させること。 なお、遺族給付金の裁判請求書を提出させる場合には、生年月日を証する書類のほかに、規約に規定する死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにできる書類等が必要になるので留意すること。 資格喪失者に対して、脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明を行うこと。
会計の正確性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金法施行規則第117条第4項に基づき、公認会計士等とあらかじめ合意された手続業務（AUP）又は会計監査（以下「AUP等」という。）を速やかに導入し、事業及び決算に関する報告書を代議員会に諮るときには、必ずAUP等の結果を考慮した監事の意見を付すなど、適正な事業運営に努めること。